

居宅介護利用料金表

R4. 10. 1～

◎居宅介護費

(1回あたり)(単位)

1回あたりの時間	①身体介護中心
30分未満	255
30分以上～1時間未満	402
1時間以上1時間30分未満	584
1時間30分以上2時間未満	666
2時間以上2時間30分未満	750
2時間30分以上3時間未満	833
以降30分増すごとに	+81

1回あたりの時間	②家事援助中心
30分以上45分未満	152
45分以上1時間未満	196
1時間以上～1時間15分未満	238
1時間15分以上～1時間30分未満	274
以降15分増すごとに	35

基本報酬に加えて体制等の条件を満たした際に下記の加算を算定いたしますのでよろしく
お願いいたします。(4月の報酬改定時にご説明させていただきました、特定事業所加算Ⅱ
を6月1日より算定いたしますのでご理解とご協力をお願いいたします。)

※ 初回加算(1月につき) 200

※ 特定事業所加算Ⅱ (R3.6.1～算定) 所定の単位数に10%加算

● 福祉介護職員処遇改善加算Ⅰ

別途合計に27.4%相当の福祉介護職員処遇改善加算が加わります。

● 福祉介護職員特定処遇改善加算(Ⅱ)

別途合計に5.5%相当の福祉・福祉介護職員特定処遇改善加算が加わります。

※ 鈴鹿市は地区区分が(6級地)である為、上記表の単位数に6%の地域加算が算定されます。
上記に福祉・介護職員等ベースアップ加算1.3%が算定されます。

◎キャンセル料

(円)

30分	1,000
1時間	2,000

居宅介護のキャンセル及び振替については、利用日前日の17時までに連絡をお願い
いたします。
※但し、急な体調不良や受診及び避けることのできない事情の場合は、当日の利用
キャンセル料はいただきません。
※居宅介護計画に計画された提供時間分を30分単位でいただきます。